

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 出入国記録の記入対象旅客の緩和について 1
2 - 携帯品・別送品申告書の記入対象の規制緩和について 1
3 - 仮陸揚げ貨物の延長 2
4 - 到着貨物情報の取得 2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
1	3月19日	4月10日	出入国記録の記入対象旅客の緩和について	<p>【具体的内容】 全ての入国旅客に出入国記録の記入を免除するシステムを導入する。殆どの国では、外国人旅客に対して出入国記録の記入を求めているが、EU加盟国では全旅客の出入国記録の記載の必要がなく、入国準備にストレスが少ない。日本で当該書類の記入が不要になれば、日本への観光目的の渡航も将来的には期待できる。</p> <p>【提案理由】 現在日本国籍以外の乳幼児を含む全入国旅客は、出入国記録を記入しなければならない。出発外地での説明や書類の配備、航空機内の配備、未記入の旅客に対する記入援助など非常に労力がかかっている現状がある。</p>	航空連合	法務省
2	3月19日	4月10日	携帯品・別送品申告書の記入対象の規制緩和について	<p>【具体的内容】 携帯品・別送品申告書は現在日本人を含む全入国旅客に求められているが、課税ケース以外を口頭での申告とすることで、入国がスムーズになる。</p> <p>【提案理由】 全ての入国旅客に携帯品・別送品申告書の記入を求めることで、出発外地での説明や書類の配備、航空機内の配備、未記入の旅客に対する記入援助など非常に労力がかかっている現状がある。</p>	航空連合	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所庁管
3	3月19日	4月10日	仮陸揚げ貨物の延長	<p>【具体的内容】 日本を経由する貨物の場合、日本に到着してから14日以降に出発する場合、マニュアルにて延長申請する必要がある。</p> <p>【提案理由】 日本に到着し輸入通関されずに海外に出発する貨物については、NACCSにて仮陸揚げ申請を行う。日本に到着してから14日以内であればNACCS内で処理することが可能であるが、15日以降に出発する場合、マニュアルにて延長申請する必要がある。最近アジア、特に中国から大量の貨物が日本を経由し欧米に継ぎ越しとなっているが、欧米路線はスペースが限られており、日本で滞貨する傾向にある。そのため、継ぎ越しのフライトスケジュールによっては仮陸期限を超えてマニュアル申請を行っているため、NACCSにて処理することができる期間を延長するよう要望する。</p>	航空連合	財務省
4	3月19日	4月10日	到着貨物情報の取得	<p>【具体的内容】 日本に到着する貨物情報(FHL)を事前に入手できるよう要望する。</p> <p>【提案理由】 日本発の貨物については、EU圏、米国ならびに中国などに対し貨物情報(FHL)を送信しているが、日本に到着する貨物は貨物情報(FHL)を発地に要望していない。そのため、海外から貨物と書類が到着してから、書類に添付されているHOUSE MANIFEST情報をNACCSへ入力しているため作業負担が大きくなっている。 事前に発地から貨物情報(FHL)を入手することができれば、NACCS入力を行う作業が軽減される。</p>	航空連合	財務省